

交	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月31日まで有効)			

交 規 第 3 0 5 4 号
(運 免)
令 和 8 年 1 月 2 8 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

高齢運転者等専用駐車区間制度の関係事務の運営について

高齢運転者等専用駐車区間制度の事務処理等については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営について」（平成22年2月8日付け青警本交規第128号。以下「本部長通達」という。）及び「高齢運転者等専用駐車区間制度の関係事務の運営について」（令和7年3月31日付け交規第1063号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、令和7年12月15日から警察行政オンライン化システムの運用が開始されたことを踏まえ、下記のとおり、旧通達で示した留意点を変更（第2に8を追加）することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

この通達における用語の定義については、本部長通達によることとする。

なお、旧通達については廃止する。

記

第1 高齢運転者等標章自動車駐車可等の交通規制について（本部長通達第1の2(1)及び(3)関係）

高齢運転者等標章自動車駐車可、高齢運転者等標章自動車停車可及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の交通規制の実施に関する留意事項については、警察庁通達「高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン等について」（平成21年12月18日付け警察庁丁規発第74号。以下「12月通達」という。）別添1「高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン」のとおりである。

第2 高齢運転者等標章の交付事務について（本部長通達第1の2(2)関係）

高齢運転者等標章に表示する記号、高齢運転者等標章の標章番号及び高齢運転者等標章の管理事項については、12月通達別添2「高齢運転者等標章に表示する記号等について」のとおりであるが、高齢運転者等標章の交付事務に関するその他の留意事項については次のとおりである。

1 申請等を受ける場所

法第45条の2第1項に定める高齢運転者等標章自動車の届出及び高齢運転者等標章の交付の申請（以下「新規申請」という。）、同条第3項に定める高齢運転者等標章の再交付の申請（以下「再交付申請」という。）、同条第4項に定める高齢運転者等標章の返納（以下「返納」という。）並びに府令第6条の3の5に規定する

高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出（以下「記載事項変更届出」という。）を受ける場所は、警察署とする。

2 新規申請の手続

(1) 提示書類

ア 新規申請を受ける際には、府令第6条の3の4第2項に掲げる書類の提示を受けることとされているが、このうち、普通自動車の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証（自動車検査証記録事項が記載された書面を含む。以下同じ。）については、その写しの提示によることができることとする。

イ 届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、自動車検査証に代わり、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け、標識番号を確認すること。

(2) 普通自動車であることの確認

提示を受けた自動車検査証に記載された乗車定員、車両総重量、最大積載量等により、届出に係る車両が普通自動車であることを確認すること。

(3) 高齢運転者等に該当すること等の確認

新規申請を受けた場合は、高齢運転者等標章申請書及び府令第6条の3の4第2項に掲げる書類により、高齢運転者等に該当すること及び高齢運転者等標章申請書に記載された内容に誤りがないことを確認のうえ、高齢運転者等標章を交付すること。

なお、法第45条の2第1項第2号に該当する者（法第71条の6第2項又は第3項に規定する者）であることが運転免許証に記載され、又は免許情報記録個人番号カードに記録された条件から直ちに確認できないときは、運転免許課免許係に確認し、同係からの回答により高齢運転者等に該当することが確認された場合に高齢運転者等標章を交付すること（別添参照）。

(4) 高齢運転者等標章の作成

ア 高齢運転者等標章の表面

(ア) 標章番号欄には、12桁の数字（最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等コード（共通分類コード表の都道府県等別コードをいう。）、その次の3桁は発行所属コード（共通分類コード表の都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コードの3桁コードをいう。）、最後の5桁は発行年ごと発行所属ごとの一連番号をそれぞれ表示したものを）を記入すること。

(イ) 年月日欄には、高齢運転者等標章を交付する年月日（交付予定年月日を含む。）を記入すること。

(ウ) 登録（車両）番号欄には、高齢運転者等標章申請書に記載され、自動車検査証により普通自動車に該当することを確認した登録（車両）番号を全て記入すること。この場合において、空白部分が残るときは、「以上〇台」と記入するなど、交付後の追記による変造を防止するための措置を施すこと。

なお、届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書で確認した標識番号を記入すること。

(エ) 第1号、第2号又は第3号のうち、該当するものに丸印を付けること。

(オ) 公安委員会名を記入するとともに公印を押印すること。

なお、公安委員会名及び公印の印影をあらかじめ印刷した標章を使用することを妨げるものではない。

イ 高齢運転者等標章の裏面

住所、氏名、電話番号その他の連絡先及び運転免許証の番号又は免許情報記録の番号を記入すること。

3 再交付申請の手続

(1) 高齢運転者等標章の作成

2(4)の要領により作成すること。この場合には、標章番号を新たに付すること。

(2) 記載事項変更届出を伴う場合

再交付申請に記載事項変更届出を伴う場合は、記載事項に変更が生じたことを証する書面を添えた高齢運転者等標章再交付申請書の提出により申請及び届出を受けることができるものとする。この場合には、再交付申請の理由欄に、再交付申請の理由とともに記載事項変更の内容及び理由を記載させること。

4 高齢運転者等標章の適切な管理

高齢運転者等標章については、有効期間の定めはないが、法第45条の2第4項により、「高齢運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第一項第三号に規定する事由がなくなつたときその他内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない」とされていることから、交付済みの高齢運転者等標章について、次のとおり適切な管理に努めること。

(1) 法第45条の2第1項第1号に該当する者に対し交付した高齢運転者等標章

高齢運転者等標章の交付を受けた者について、当該者の運転免許の取消、又は失効が判明した場合には、本人やその家族等へ連絡し、高齢運転者等標章の返納を促すこと。

なお、本人が死亡しており、家族等へ返納を求める際は、あくまでその協力を求めるに過ぎないことから、家族等では容易に発見できない場合等は、警察側で管理簿冊等へ無効を確認した旨を記録化する措置に留めるなど、家族等にとって過度の負担とならないように配慮すること。

(2) 法第45条の2第1項第3号に該当する者に対し交付した高齢運転者等標章

交付後、約1年半以上返納がない場合は、本人等へ連絡を行い、同号に規定する事由がなくなっていないか確認するなど、適切な管理に努めること。

5 高齢運転者等標章の返納

他の都道府県公安委員会が交付した高齢運転者等標章の返納があつた場合は、交通規制課を経由して住所地を管轄する公安委員会に返納すること。この場合、交通規制課は、当該高齢運転者等標章を交付した公安委員会に対し7の措置をとること。

6 記載事項変更届出の手続

2(4)の要領により作成すること。この場合には、標章番号を新たに付すること。

なお、他の都道府県公安委員会から高齢運転者等標章の交付を受けた者が本県に住所を変更した場合は、住所変更後の住所地を管轄する警察署が記載事項変更届出

を受けること。また、高齢運転者等標章の交付を受けた者が届出に係る普通自動車の追加及び変更の届出をする場合は、記載事項変更届出を受けること。

7 他都道府県公安委員会への通知等

(1) 他都道府県公安委員会への通知

他都道府県公安委員会から高齢運転者等標章の交付を受けた者から、次に掲げる届出等があった場合は、交通規制課が当該高齢運転者等に高齢運転者等標章を交付していた公安委員会にその旨を通知すること。

ア 住所の変更に係る再交付申請又は記載事項変更届出

イ 高齢運転者等標章の返納

(2) 通知の方法

(1)の通知は、交通規制課から当該高齢運転者等標章を交付していた都道府県警察の高齢運転者等標章交付事務担当係に対して行うこと。

(3) 高齢運転者等標章の処分

再交付申請又は記載事項変更届出の際に提出を受けた高齢運転者等標章及び返納された高齢運転者等標章については、(1)の通知後に、交通規制課が裁断等復元できない方法で処分すること。

8 警察行政手続オンライン化システムによる申請の手続

新規申請を警察行政手続オンライン化システムにより受ける場合は、2(1)アにかかわらず、府令第6条の3の4第2項に掲げる書類に代えて当該書類の写し（免許情報記録個人番号カードについては、当該カードの表面の写し又は免許情報記録が記録された書面）を添付させることとする。

第3 補助標識「車両の種類（503-D）」を附置できる本標識等について

補助標識「車両の種類（503-D）」は、規制標識「時間制限駐車区間（318）」、指示標識「高齢運転者等標章自動車駐車可（402の2）」又は指示標識「高齢運転者等標章自動車停車可（403の2）」のみに附置することができるものであり、その他の本標識には附置することはできない。

また、補助標識「車両の種類（503-D）」以外の道路標識において「高齢運転者等標章自動車」又はその略語である「標章車」を使用する場合には、交通規制課に協議すること。

【本件担当】

交通規制及び標識の設置に関すること

交通規制課規制第一係、安全施設第二係

標章の交付事務に関すること

交通規制課規制第二係

運転免許証の条件に関すること

運転免許課免許係

法第45条の2第1項第2号に該当する者の運転免許証に記載されている条件等

- 1 聴覚障害を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
 - ・ 「特定後写鏡等」(402)
(法第71条の6第2項に規定する者であることが直ちに確認できる。)

- 2 肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
 - (1) 運転免許証に記載された条件から法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できる条件(○には数字、～には文字が入る。)
 - ア 普通免許又は普通第二種免許の場合
 - ・ 「普通車は軽車(660)に限る」(420)
 - ・ 「普通車は軽車(550)に限る」(430)
 - ・ 「普通車は総重量○t以下に限る」(450、460)
 - ・ 「AT車に限る」(880)
 - ・ 「普通車に限る」(471)
 - ・ 「AT車の普通車に限る」(480)
 - ・ 「普通車は総重量○t以下のAT車に限る」(490、491、492)
 - ・ 「普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(500)
 - ・ 「普通車は総重量○t以下で～は手動式のAT車に限る」(510、511、512、513、514、515、516)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」(521)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のAT車に限る」(522)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(523)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のAT車に限る」(524、525、526)
 - ・ 「普通車は下肢で運転できるAT車に限る」(530)
 - ・ 「普通車はAT車で手動式の～に限る」(531、532)
 - ・ 「普通車は手動式の～に限る」(533、534)
 - ・ 「普通車は排気量○l以下に限る」(535、536、537)
 - ・ 「普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限り」(538、539、540、541)
 - ・ 「普通車は左アクセルに限る」(542)
 - ・ 「義手」(680)
 - ・ 「義足」(710)
 - ・ 「義足(AT車を除く)」(724)
 - ・ 「装具」(740)
 - ・ 「装具(AT車を除く)」(745)
 - イ 準中型免許の場合
 - ・ 「AT車に限る」(880)
 - ・ 「準中型車(5t)と普通車に限る」(810)
 - ・ 「AT車の準中型車(5t)と普通車に限る」(811)
 - ・ 「準中型車(5t)と普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(821)

- ・ 「準中型車（5 t）と普通車は下肢で運転できるAT車に限る」（822）
- ・ 「準中型車（5 t）と普通車はAT車で手動式の～に限る」（823、824）
- ・ 「準中型車（5 t）と普通車は手動式の～に限る」（825、826）
- ・ 「準中型車（5 t）と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」（827、828、829、830）
- ・ 「準中型車（5 t）と普通車は左アクセルに限る」（831）
- ・ 「準中型車（5 t）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」（832）
- ・ 「準中型車（5 t）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のAT車に限る」（833）
- ・ 「準中型車（5 t）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」（834）
- ・ 「準中型車（5 t）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のAT車に限る」（835、836、837）
- ・ 「義手」（680）
- ・ 「義足」（710）
- ・ 「義足（AT車を除く）」（724）
- ・ 「装具」（740）
- ・ 「装具（AT車を除く）」（745）

ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合

- ・ 「AT車に限る」（880）
- ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車に限る」（910）
- ・ 「AT車の中型車（8 t）、準中型車と普通車に限る」（911）
- ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」（921）
- ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車は下肢で運転できるAT車に限る」（922）
- ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車はAT車で手動式の～に限る」（923、924）
- ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車は手動式の～に限る」（925、926）
- ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」（927、928、929、930）
- ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車は左アクセルに限る」（931）
- ・ 「義手」（680）
- ・ 「義足」（710）
- ・ 「義足（AT車を除く）」（724）
- ・ 「装具」（740）
- ・ 「装具（AT車を除く）」（745）

エ 大型免許又は大型第二種免許の場合

- ・ 「AT車に限る」（880）
- ・ 「義手」（680）
- ・ 「義足」（710）
- ・ 「義足（AT車を除く）」（724）
- ・ 「装具」（740）
- ・ 「装具（AT車を除く）」（745）

(2) 運転免許証に記載された条件からは法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できない条件（○には数字、～には文字が入る。）

ア 普通免許又は普通第二種免許の場合

- ・ 「普通車は軽車（360）に限る」（車種限定：170、身体障害：440）
 - ・ 「普通車はA T車に限る」（車種限定：120、身体障害：481）
 - ・ 「普通車はミニカーに限る」（車種限定：180、身体障害：520）
 - ・ その他 2 (1)ア以外の条件（550）
- イ 準中型免許の場合
- ・ 「準中型車（5 t）と普通車はA T車に限る」（車種限定：364、身体障害：820）
 - ・ その他 2 (1)イ以外の条件（840）
- ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合
- ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車はA T車に限る」（車種限定：113、身体障害：920）
 - ・ その他 2 (1)ウ以外の条件（940）
- エ 大型免許又は大型第二種免許の場合
- ・ 2 (1)エ以外の条件（410）

※ 各条件の末尾に付した括弧内の番号は、運転者管理業務のシステムにおける「免許の条件等コード」である。

※ 2 (2)に該当し、運転免許証に記載された条件からは直ちに確認できない場合には、運転免許課に確認し、同課からの回答により高齢運転者等に該当することが確認できた場合に高齢運転者等標章を交付する。

法第45条の2第1項第2号に該当する者の運転免許証に記載されている条件等

- 1 聴覚障害を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
 - ・ 「特定後写鏡等」(402)
(法第71条の6第2項に規定する者であることが直ちに確認できる。)

- 2 肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
 - (1) 運転免許証に記載された条件から法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できる条件(○には数字、～には文字が入る。)
 - ア 普通免許又は普通第二種免許の場合
 - ・ 「普通車は軽車(660)に限る」(420)
 - ・ 「普通車は軽車(550)に限る」(430)
 - ・ 「普通車は総重量○t以下に限る」(450、460)
 - ・ 「AT車に限る」(880)
 - ・ 「普通車に限る」(471)
 - ・ 「AT車の普通車に限る」(480)
 - ・ 「普通車は総重量○t以下のAT車に限る」(490、491、492)
 - ・ 「普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(500)
 - ・ 「普通車は総重量○t以下で～は手動式のAT車に限る」(510、511、512、513、514、515、516)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」(521)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のAT車に限る」(522)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(523)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のAT車に限る」(524、525、526)
 - ・ 「普通車は下肢で運転できるAT車に限る」(530)
 - ・ 「普通車はAT車で手動式の～に限る」(531、532)
 - ・ 「普通車は手動式の～に限る」(533、534)
 - ・ 「普通車は排気量○l以下に限る」(535、536、537)
 - ・ 「普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限り」(538、539、540、541)
 - ・ 「普通車は左アクセルに限る」(542)
 - ・ 「義手」(680)
 - ・ 「義足」(710)
 - ・ 「義足(AT車を除く)」(724)
 - ・ 「装具」(740)

- ・ 「装具（A T車を除く）」（745）
- イ 準中型免許の場合
 - ・ 「A T車に限る」（880）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車に限る」（810）
 - ・ 「A T車の準中型車（5 t）と普通車に限る」（811）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車はA T車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」（821）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車は下肢で運転できるA T車に限る」（822）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車はA T車で手動式の～に限る」（823、824）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車は手動式の～に限る」（825、826）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」（827、828、829、830）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車は左アクセルに限る」（831）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」（832）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のA T車に限る」（833）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」（834）
 - ・ 「準中型車（5 t）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のA T車に限る」（835、836、837）
 - ・ 「義手」（680）
 - ・ 「義足」（710）
 - ・ 「義足（A T車を除く）」（724）
 - ・ 「装具」（740）
 - ・ 「装具（A T車を除く）」（745）
- ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合
 - ・ 「A T車に限る」（880）
 - ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車に限る」（910）
 - ・ 「A T車の中型車（8 t）、準中型車と普通車に限る」（911）
 - ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車はA T車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」（921）
 - ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車は下肢で運転できるA T車に限る」（922）
 - ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車はA T車で手動式の～に限る」（923、924）
 - ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車は手動式の～に限る」（925、926）

- ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」（927、928、929、930）
 - ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車は左アクセルに限る」（931）
 - ・ 「義手」（680）
 - ・ 「義足」（710）
 - ・ 「義足（AT車を除く）」（724）
 - ・ 「装具」（740）
 - ・ 「装具（AT車を除く）」（745）
- エ 大型免許又は大型第二種免許の場合
- ・ 「AT車に限る」（880）
 - ・ 「義手」（680）
 - ・ 「義足」（710）
 - ・ 「義足（AT車を除く）」（724）
 - ・ 「装具」（740）
 - ・ 「装具（AT車を除く）」（745）
- (2) 運転免許証に記載された条件からは法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できない条件（○には数字、～には文字が入る。）
- ア 普通免許又は普通第二種免許の場合
- ・ 「普通車は軽車（360）に限る」（車種限定：170、身体障害：440）
 - ・ 「普通車はAT車に限る」（車種限定：120、身体障害：481）
 - ・ 「普通車はミニカーに限る」（車種限定：180、身体障害：520）
 - ・ その他2(1)ア以外の条件（550）
- イ 準中型免許の場合
- ・ 「準中型車（5 t）と普通車はAT車に限る」（車種限定：364、身体障害：820）
 - ・ その他2(1)イ以外の条件（840）
- ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合
- ・ 「中型車（8 t）、準中型車と普通車はAT車に限る」（車種限定：113、身体障害：920）
 - ・ その他2(1)ウ以外の条件（940）
- エ 大型免許又は大型第二種免許の場合
- ・ 2(1)エ以外の条件（410）

※ 各条件の末尾に付した括弧内の番号は、運転者管理業務のシステムにおける「免許の条件等コード」である。

※ 2(2)に該当し、運転免許証に記載された条件からは直ちに確認できない場合には、各都道府県警察本部の運転免許担当所属に確認し、同所属からの回答により高齢運転者等に該当することが確認できた場合に高齢運転者等標章を交付する。

D	02	02	01	01	30年
---	----	----	----	----	-----

青警本交規第 128 号

平成22年2月8日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営について

道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）は、平成21年4月24日に公布され、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成21年政令第290号）により、平成22年4月19日から施行されることとなった。

また、同法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第291号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第74号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成21年内閣府・国土交通省令第3号）及び交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（平成21年国家公安委員会告示第29号）が平成21年12月18日に公布され、平成22年4月19日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、高齢運転者等を支援し、交通事故の防止を図るための高齢運転者等専用駐車区間制度に関する規定の整備に係るものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

(凡例)

- 「法」： 道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 「令」： 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第291号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 「府令」： 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第74号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 「命令」： 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成21年内閣府・国土交通省令第3号）による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）

第1 高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

1 趣旨

平成20年中に70歳以上の高齢運転者が第1当事者となった死亡事故の件数は674件であり、平成18年以降は減少傾向にあるものの、死亡事故全体に占める割合は年々高くなっている。また、70歳以上の高齢運転者が第1当事者となった死亡事故を免許保有者10万人当たりの件数で見ると、平成20年中は10.32件であり、平成18年以降は減少傾向にあるものの、69歳以下（5.38件）と比較して1.9倍と高くなっている。このように、高齢運転者をめぐる交通事故情勢は、依然として厳しいものがある。

そこで、今後ますます進展する高齢社会を迎えるに当たり、身体機能の低下が運転に影響を与えるおそれがある高齢運転者を、安全で快適な駐車環境を提供することにより支援し、交通事故の防止を図ることとしたものである。

また、法第71条の6第1項又は第2項に規定する者及び妊娠中又は出産後8週間以内の者についても、身体機能の制限が運転に影響を与えるおそれがあることから、同じく支援することとしたものである。

2 内容

(1) 高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例

法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で、次に掲げるもの（以下「高齢運転者等」という。）が運転する普通自動車（当該高齢運転者等が府令第6条の3の2第1項で定めるところによりその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」とい

う。)に届出をしたものに限る。)であつて、当該高齢運転者等が法第45条の2第2項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したもの(以下「高齢運転者等標章自動車」という。)は、法第44条の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は法第45条第1項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等(指示標識「高齢運転者等標章自動車駐車可(402の2)」又は指示標識「高齢運転者等標章自動車停車可(403の2)」)により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができることとした。

ア 70歳以上の者

イ 法第71条の6第1項に規定する者(両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている者)

ウ 法第71条の6第2項に規定する者(肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者)

エ 妊娠中又は出産後8週間以内の者

(法第45条の2第1項、令第14条の5、府令第6条の3の2第1項、命令別表第1)

(2) 高齢運転者等標章の申請及び交付等

ア 高齢運転者等標章の申請及び交付

(ア) 公安委員会は、高齢運転者等に対し、その申請により、その者が法第45条の2第1項の届出に係る普通自動車の運転をする高齢運転者等であることを示す府令別記様式第1の3の3の高齢運転者等標章を交付することとした(法第45条の2第2項、府令第6条の3の2第3項)。

(イ) 法第45条の2第1項の届出及び同条第2項の申請は、府令別記様式第1の3の2の申請書(高齢運転者等標章申請書)を公安委員会に提出して行うこととした(府令第6条の3の2第1項)。

(ウ) 高齢運転者等標章申請書を提出する場合には、

a 運転免許証

b 普通自動車の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項に規定する自動車検査証

c 妊娠中又は出産後8週間以内の者にあつては、妊娠の事実又は出産の日を証するに足りる書類

を提示しなければならないこととした(府令第6条の3の2第2項)。

イ 高齢運転者等標章の記載事項変更の届出

高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、府令別記様式第1の3の4の届出書（高齢運転者等標章記載事項変更届）に当該高齢運転者等標章及び当該変更が生じたことを証する書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならないこととした（法第45条の2第5項、府令第6条の3の3）。

ウ 高齢運転者等標章の再交付の申請

高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、府令別記様式第1の3の5の再交付申請書（高齢運転者等標章再交付申請書）及び当該高齢運転者等標章（当該高齢運転者等標章を亡失し、又は滅失した場合を除く。）を提出して、その者の住所地を管轄する公安委員会に高齢運転者等標章の再交付を申請することができることとした（法第45条の2第3項、府令第6条の3の4）。

エ 高齢運転者等標章の返納

高齢運転者等標章の交付を受けた者は、

- (ア) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき
- (イ) 法第45条の2第1項第3号に規定する事由（妊娠中又は出産後8週間以内であること）がなくなったとき
- (ロ) 高齢運転者等標章の再交付を受けた後において、亡失した高齢運転者等標章を発見し、又は回復したとき

は、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならないこととし、これに違反した者について、2万円以下の罰金又は科料を科すこととした（法第45条の2第4項、法第121条第1項第9号、府令第6条の3の5）。

(3) 高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び同区間における駐車禁止

ア 公安委員会は、時間制限駐車区間を、時間を限って同一の高齢運転者等標章自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができることとし、この場合には、公安委員会は、法第49条第1項の道路標識等（規制標識「時間制限駐車区間（318）」）に補助標識「車両の種類（503-D）」を附置してその旨を表示することとした（法第49条の2、命令別表第1）。

イ 高齢運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は駐車をしてはならないこととし、これに違反した者について、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置行為」という。）に該当するとき又はその行為をした場合において放置行為をしたときは15万円以下の罰金を、それ以外のときは10万円以下の罰金を科すこととした（法第49条

の4、法第119条の2、法第119条の3)。

- (4) 高齢運転者等専用場所及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車違反に係る放置違反金、反則金及び基礎点数

高齢運転者等専用場所（法第45条の2第1項の道路標識等により同項の高齢運転者等標章自動車^{（一）}が停車又は駐車をすることができることとされている道路の部分^{（二）}をいう。以下同じ。）において法第44条若しくは第45条第1項の規定に違反して駐車しているもの又は指定駐車場所（法第49条の3第3項の道路標識等により指定されている道路の部分^{（三）}をいう。以下同じ。）において法第49条の4の規定に違反して駐車しているものに係る放置違反金、反則金及び基礎点数は、次の表のとおりとした（令別表第1、令別表第2、令別表第6）。

なお、高齢運転者等専用場所において法第44条又は第45条第1項の規定に違反して駐車しているもの及び指定駐車場所において法第49条の4の規定に違反して駐車しているものに係る放置違反金及び反則金の額は、高齢運転者等専用場所又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間（以下「高齢運転者等専用場所等」という。）以外における同種の違反に比して、2,000円高いものとしている。

名称等	類型	放置違反金 又は反則金	基礎 点数
放置駐車違反（駐 停車禁止場所等（ 高齢運転者等専用 場所等）） （令別表第1の1 の項、令別表第6 の5の項）	高齢運転者等専用場所におい て法第44条の規定に違反して いるもの又は法定駐停車禁止 場所にある指定駐車場所にお いて法第49条の4の規定に違 反しているもののうち、放置 駐車（その行為が放置行為に 該当するときのもの又はその 行為をした場合において放置 行為をしたときものをいう。 以下同じ。）であるもの	大型車又は 重被牽引車 ^{（四）} 27,000円	3点
		普通車 20,000円	
		二輪車又は 原付車 12,000円	
放置駐車違反（駐 車禁止場所等（高 齢運転者等専用場 所等）） （令別表第1の3 の項、令別表第6 の8の項）	高齢運転者等専用場所におい て法第45条第1項の規定に違 反しているもの又は法定駐停車 禁止場所以外の場所にある 指定駐車場所において法第49 条の4の規定に違反している もののうち、放置駐車である もの	大型車又は 重被牽引車 ^{（五）} 23,000円	2点
		普通車 17,000円	
		二輪車又は 原付車 11,000円	

駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）） （令別表第6の11の項）	高齢運転者等専用場所において法第44条の規定に違反しているもの又は法定駐停車禁止場所にある指定駐車場所において法第49条の4の規定に違反しているもののうち、放置駐車でないもの	大型車 17,000円	2点
		普通車 14,000円	
		二輪車又は原付車 9,000円	
駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）） （令別表第6の14の項）	高齢運転者等専用駐車場所において法第45条第1項の規定に違反して駐車しているもの又は法定駐停車禁止場所以外の場所にある指定駐車場所において法第49条の4の規定に違反しているもののうち、放置駐車でないもの	大型車 14,000円	1点
		普通車 12,000円	
		二輪車又は原付車 8,000円	

3 留意事項

- (1) 高齢運転者等専用場所等の設置に当たっては、対象者のニーズ、当該道路の交通事情等を踏まえつつ、地域住民の理解を得ながら、着実な整備に努めること。
- (2) 法の施行に向け、高齢運転者等標章の調達、運転者管理システム及び放置駐車違反管理システムの改修、新たな交通反則切符の調達等の所要の準備を進めること。
- (3) 高齢運転者等専用駐車区間制度は、制度の対象者である高齢運転者等のみでなく、高齢運転者等専用場所等に駐車をすることができない高齢運転者等以外の運転者にも影響を与える制度であることから、高齢者、障害者、妊婦等を支援する本制度の趣旨及び内容の対象者を含むすべての運転者への周知徹底に努め、制度の円滑な実施を図ること。

この場合において、制度の対象者に対しては、高齢運転者等専用場所等に駐車する場合には交付を受けた高齢運転者等標章を掲出する必要があること、高齢運転者等標章は同標章の交付を受けた高齢運転者等本人が運転し駐車した場合のみ使用できること、高齢運転者等専用時間制限駐車区間に駐車する場合には法第49条の3（時間制限駐車区間における駐車の方法等）に従う必要があること及び高齢運転者等専用場所等の設置場所について、重点的に周知すること。

また、高齢運転者等以外の運転者に対しては、これらの者が高齢運転者等専用場所等に停車又は駐車することができないこと及び高齢運転者等専用場所等における違法駐車にはその他の場所に比べて2,000円高い

放置違反金又は反則金が課されることについて、重点的に周知すること。

- (4) 改正規定の趣旨及び内容並びに運用上の留意事項について、職員及び放置車両確認機関に対して指導教養を徹底すること。
- (5) 高齢運転者等専用場所等の設置、高齢運転者等標章の交付、高齢運転者等専用場所等における交通指導取締り等に当たっての留意事項等について、別途関係課長から通達されるので、指導監督を徹底し、法の施行に誤りのないようすること。

第2 「駐車可」及び「停車可」の交通規制

1 内容

区間で規制を実施することとされていた指示標識「駐車可 (403)」及び指示標識「停車可 (404)」について、区間又は場所で規制を実施できることとした。

2 留意事項

「交通規制基準の制定について」(平成11年10月25日付け警察庁丙規発第28号、丙都交発第21号)により、駐車関係標識の区間内標識には補助標識「区間内 (506)」を附置しないものとされているが、平成22年4月19日からは、指示標識「駐車可 (403)」及び指示標識「停車可 (404)」の区間内標識には、補助標識「区間内 (506)」を附置することとする。

したがって、現在「停車可」又は「駐車可」の規制が実施されている区間を点検し、区間内標識がある場合には、「区間内 (506)」を附置すること。

(参考資料)

- 道路交通法の一部を改正する法律 (平成21年法律第21号) 新旧対照条文 (抄) 及び附則
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令 (平成21年政令第291号) 新旧対照条文及び附則
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 (平成21年内閣府令第74号) 新旧対照条文及び附則
- 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令 (平成21年内閣府・国土交通省令第3号) 新旧対照条文及び附則
- 交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件 (平成21年国家公安委員会告示第29号) 新旧対照条文及び附則

原議保存期間10年
(平成31年12月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第74号
平成21年12月18日
警察庁交通局交通規制課長

高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン等について

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成21年政令第290号）、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第291号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第74号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成21年内閣府・国土交通省令第3号）は、本日公布された。

高齢運転者等専用場所等の設置に関する留意事項、高齢運転者等標章の様式及び交付事務に関する留意事項並びに「車両の種類（503-D）」を表示する補助標識の地の色の色度の範囲は、別添1から別添3までのとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

- 別添1 高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン
- 別添2 高齢運転者等標章に表示する記号等について
- 別添3 「車両の種類（503-D）」を表示する補助標識の色彩について

高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン

1 規制区間・場所

- (1) 官公庁、病院、福祉施設、公園その他の不特定多数の者が利用する施設のうち、高齢者等が日常生活において頻繁に利用する施設の周辺道路であること。
- (2) 原則として、法定駐（停）車禁止場所には設置しないこととし、法定駐（停）車禁止場所への設置を検討する場合には、警察庁交通局交通規制課に協議すること。
- (3) 現在、駐車禁止規制が実施されている道路に、新たに高齢運転者等標章自動車駐車可等の交通規制を実施する場合には、駐車ベイや導流帯の設置等の安全対策を講じることについて検討すること。
- (4) 合理的な理由がある場合以外は、駐車すべき道路の部分として、道路の左側端以外の場所を指定しないこと。
- (5) 高齢運転者等専用時間制限駐車区間は、原則として歩車道の分離のある道路に設置すること。
- (6) 高齢運転者等標章自動車駐車可の実施を検討する場合には、警察庁交通局交通規制課に協議すること。

2 規制時間

高齢運転者等が施設を利用する時間帯に規制時間を設定するなど、道路交通環境に応じた合理的な交通規制となるよう留意すること。

3 道路標識等

- (1) 道路標識により駐車又は停車が禁止されている道路の部分に高齢運転者等標章自動車駐車可又は高齢運転者等標章自動車駐車可の交通規制を実施する場合において、指示標識「高齢運転者等標章自動車駐車可（402の2）」又は「高齢運転者等標章自動車駐車可（403の2）」（以下「標章車駐車可等標識」という。）を設置しようとする場所の直近に規制標識「駐停車禁止（315）」又は「駐車禁止（316）」（以下「駐停車禁止等標識」という。）が設置されていないときは、駐停車禁止等標識を標章車駐車可等標識に併設し、標章車以外の車両は駐車又は停車を禁止していることを明確にすること。

- (2) 1台又は数台分の区間のみについて高齢運転者等標章自動車駐車可又は高齢運転者等標章自動車停車可の交通規制を実施する場合において、1本の道路標識により規制を実施するときは、併せて規制標示「平行駐車（112）」、「直角駐車（113）」又は「斜め駐車（114）」を設置すること。
- (3) 規制標示「駐停車禁止（103）」又は「駐車禁止（104）」が既に設置されている区間に、高齢運転者等標章自動車駐車可又は高齢運転者等標章自動車停車可の交通規制を実施する場合には、必ずしも同規制標示を抹消することは要しない。
- (4) 必要に応じ、法定外表示（実施する場合は、「標章車」の文字の表示又は適用時間の表示とする。）の活用、カラー舗装（実施する場合は、色彩は淡い黄色とする。）の運用又は駐車方法を指定する表示（いわゆる駐車枠）の寸法の拡大について検討すること。

4 パーキング・メーター等

高齢運転者等のみの利用が見込まれるパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備（以下「パーキング・メーター等」という。）については、その側面に「標章車専用」のシールを貼付するなど、標章車専用であることが分かるような工夫をすること。また、高齢運転者等に見やすいよう、パーキング・メーター等に記載されている文字を大きくすることなどについて、工夫を検討すること。

5 その他

高齢運転者等専用場所等の設置に当たっては、地域住民等からの要望・意見を聴取すること。

高齢運転者等標章に表示する記号等について

高齢運転者等標章に表示する記号及び標章番号並びに高齢運転者等標章に関し管理すべき事項については、下記のとおりとする。

1. 標章に表示する記号

道路交通法施行規則別記様式第1の3の3の備考1及び備考2により、標章には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施した銀色の記号を表示することとしている。

この記号は、銀箔を箔押ししたものとすることとし、光の反射角度に応じて「専」と「用」の文字が浮き出る措置を施すものとする。(図1参照)

2. 標章の標章番号

標章番号は、12桁の数字とし、最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等コード(共通分類コード表の都道府県等別コードをいう。)、その次の3桁は発行所属コード、最後の5桁は発行年ごと発行所属ごとの一連番号とする。(図2参照)

3. 高齢運転者等標章の管理

標章の不正使用の防止等を図るため、原則として次に掲げる事項を管理すること。

- 住所、氏名、生年月日、電話番号その他の連絡先
- 申請事由
- 使用する普通自動車の番号標に表示されている番号
- 標章番号、交付年月日

図1

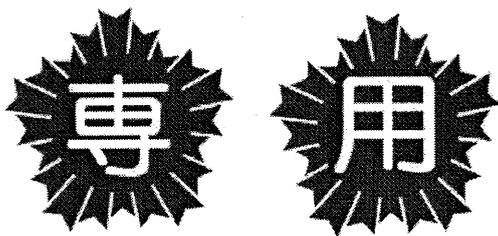
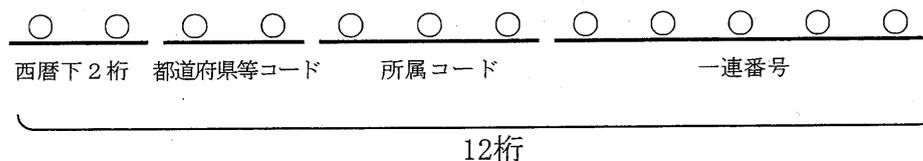


図2



「車両の種類 (503-D)」を表示する補助標識の色彩について

「車両の種類 (503-D)」を表示する補助標識の地の淡い黄色については、次の反射性能及び色度座標の範囲内のものを標準とする。

				広角プリズム型	カプセルプリズム型 (カプセルレンズ型)	封入プリズム型 (封入レンズ型と同程度)
観 測 角	12"	入 射 角	5°	80	50	14
			30°	30	25	7
	20"		5°	55	35	10
			30°	25	18	5
	1.0°		5°	17	—	—
	1.0°		30°	7	—	—
1	x		0.350	0.350	0.350	
	y		0.330	0.350	0.350	
2	x		0.490	0.483	0.483	
	y		0.410	0.410	0.410	
3	x		0.400	0.400	0.400	
	y		0.500	0.496	0.496	
4	x		0.295	0.295	0.295	
	y		0.385	0.385	0.385	
Y	上限		85	80	80	
	下限		50	45	45	
光沢度			65	65	40	